

つがる市ふるさと納税 協力事業者及びお礼の品の該当基準

1 趣旨

ふるさと納税制度による寄附者へ提供するお礼の品を取り扱う事業者及びお礼の品の要件を定めるものである。

2 協力事業者の要件

ふるさと納税のお礼の品に物品及びサービス等（以下「地場産品等」という。）を提供できる事業者（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、以下の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合又はお礼の品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。
- (2) つがる市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有し、市内で事業を営む法人又は個人及び本市にゆかりのある法人又は個人であること。
- (3) 当該返礼品にかかる事業収入を申告し、かつ市税等の滞納がないこと。ただし、市が事務局を担う団体についてはこの限りではない。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報保護法及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。ふるさと納税事務において知り得た個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用してはならない。
- (6) 市の委託事業者からのお礼の品の発注連絡等に対応できる事業者であること。
- (7) お礼の品に関して寄附者から苦情等を含む問い合わせがあった場合、真摯に対応することができる事業者であること。

3 お礼の品の要件

- (1) お礼の品として取り扱うことができる地場産品等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 市の魅力をPRし、市の産業振興、観光振興等に寄与するものであること。
 - イ 市内で生産、販売又は提供しているものであること。
 - ウ 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品等の場合は、提供期間内において安定供給ができるものとする。
 - エ 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
 - オ 物品の場合、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ①商品は市内で生産された農林水産物であること。

- ②商品は市内で製造又は加工がされていること。ただし、協力事業者が行う作業工程が検品、選別等の仕分け作業又は包装、ラベルの貼り付け等の単なるパッケージのみである場合は不可とする。
- ③商品の原材料の主要な部分が市内で生産されていること。
- ④商品等は協力事業者が製造又は開発したオリジナルのものであること。
- カ サービスの場合、原則、市内で提供できるものであること。
- キ 飲食物については、一定期間の賞味期限が保証されているものであること。
- ク 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
- ケ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- コ 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
- サ 産地、製造日、賞味期限等の表示に偽装がないこと。
- シ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- ス 公序良俗に反しないものであること。

4 ふるさと納税業務の一部委託

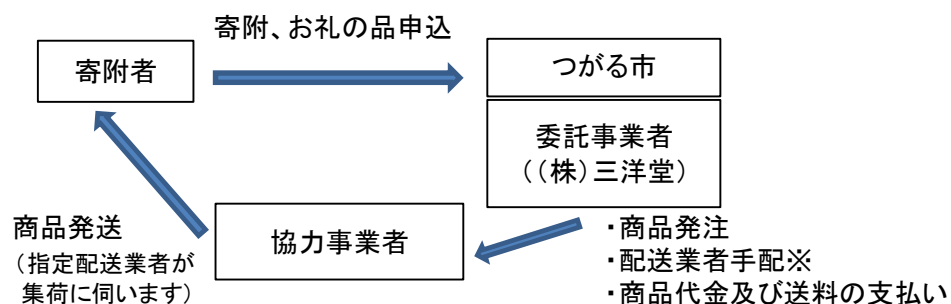
- (1) 市が行うふるさと納税業務において、業務の効率化及び寄附者へのサービス向上を図るため、次に掲げる業務を委託する。
 - ア 寄附者へのお礼の品の発注及び発送管理に係る業務
 - イ 新たなお礼の品の企画及び協力事業者との調整に係る業務
- (2) 委託事業者
事業者名：株式会社三洋堂
住 所：東京都港区新橋1丁目18番14号
担当者：ふるさと応援事業部 東北営業所
- (3) 協力事業者は、委託事業者と個人情報の取扱委託及び安全管理に関する覚書を取り交わすものとする。
- (4) お礼の品及び送料（協力事業者が送料を負担した場合に限る。）の代金については委託事業者より協力事業者へ支払うものとする。

5 その他

- (1) お礼の品発送までの流れ
 - ア 市は、寄附金額の3割以内の地場産品等をお礼の品として寄附者へ進呈する。
例：税込価格3千円の商品（箱代含む）の場合：市は寄附金額1万円に設定
 - イ 送料は本市で負担し、送料及び商品代を含めた経費を踏まえて、本市において寄附金額の設定をするものとする。
 - ウ 協力事業者は、委託事業者が指定する配送業者の集荷サービスを利用すること

ができ、その場合、配送業者の手配及び発送伝票の作成が不要になる。

ふるさと納税業務の流れ



※集荷サービスを利用する場合は、委託事業者指定の配送業者が集荷に伺います。
集荷サービスを利用しない場合は、協力事業者で配送業者を手配してください。

- (2) この基準のほか、令和元年6月1日から適用の「ふるさと納税に係る指定制度」に伴う基準等を定めた総務省告示第179号、平成31年4月1日付け総務省自治税務局市町村税課長より通知のあった「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及びQ&A等を踏まえ、適正に判断するものとする。

この基準は、令和4年3月14日から適用する。

この基準は、令和5年4月10日から適用する。